

○三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例施行規則

平成24年9月30日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例（平成24年三木市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前登録の申出)

第2条 条例第4条の規定による登録（以下「事前登録」という。）の申出を行おうとする者は、三木市本人通知制度事前登録申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 事前登録の申出は、代理人により行うことができる。

(本人確認の方法)

第3条 市長は、事前登録の申出を受理する場合において、現に申出書を提出する者（以下「申出人」という。）が本人であることを確認するため、申出人に対し、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) その他官公署が発行した免許証、許可証等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、申出人がやむを得ない理由により同項の書類を提示できない場合にあつては、同項の書類に準ずるものとして市長が適当と認める書類を提示させ、又は当該申出人が本人であることの説明を求めることにより、当該申出人が本人であることの確認を行うものとする。

(代理権確認の方法)

第4条 市長は、事前登録の申出が代理人による場合にあつては、代理人が代理権を有するか否かを確認するため、代理人に対し、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類

(2) その他の代理人 委任状その他その代理権を明らかにする書類

(郵便等による申出)

第5条 申出人は、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書

便をいう。以下「郵便等」という。)により事前登録の申出を行うことができる。

- 2 申出人は、前項の規定により申出を行おうとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 申出書

- (2) 官公署が発行した免許証、許可証等であつて、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された書類の写し

- (3) 申出人が代理人である場合は、前条各号に掲げるいずれかの書類

- 3 第1項の規定による申出については、第3条第2項の規定は適用しない。
(事前登録等)

第6条 市長は、事前登録の申出があつた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、三木市本人通知制度事前登録者名簿(様式第2号。以下「登録者名簿」という。)に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、第三者等に条例第2条第1号に規定する住民票の写し等を交付した際に、事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

第7条 削除

(事前登録の変更等)

第8条 事前登録者が氏名、住所その他事前登録に係る事項に変更が生じたとき又は事前登録者が事前登録を廃止しようとするときは、三木市本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 第2条第2項及び第3条から第5条までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事前登録の廃止)

第9条 市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録を廃止するものとする。

- (1) 廃止の届出があつたとき。

- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

- (3) 居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

- (4) 国外に転出したとき。

- (5) 前条第1項の規定による変更の届出を行わなかったことにより、次条の規定により発送した三木市住民票の写し等交付通知書(様式第4号)

が返戻されたとき。

(6) その他市長が事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

(事前登録者への通知)

第10条 条例第5条第1項の規定による通知は、三木市住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により行うものとする。

(開示請求)

第11条 条例第6条の規定による開示請求(以下「開示請求」という。)をしようとする事前登録者は、本人通知制度情報開示請求書(様式第5号。以下「開示請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 開示請求は、代理人によりすることができる。

3 開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 第3条第1項各号のいずれかの書類

(2) 開示請求者が代理人である場合は、第4条各号に掲げるいずれかの書類

4 開示請求者がやむを得ない理由により、前項第1号の書類を提示できない場合にあっては、市長は、第3条第2項の規定に準じて開示請求者が本人であることの確認を行うものとする。

5 開示請求者が第5条第1項各号のいずれかに該当するときは、郵便等により開示請求をすることができる。

6 開示請求者は、前項の規定により開示請求をしようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 開示請求書

(2) 官公署が発行した免許証、許可証等であつて、開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された書類の写し

(3) 開示請求者が代理人である場合は、第4条各号に掲げるいずれかの書類

7 第5項の規定による開示請求については、第4項の規定は適用しない。

(開示決定等)

第12条 市長は、開示請求書の提出があつたときは、速やかに当該開示請求に係る情報を開示するか否かの決定(以下「開示決定等」という。)を行い、本人通知制度情報開示・不開示決定通知書(様式第6号)によりその旨を通知するものとする。ただし、当該情報が記録されている書類の確認等に相当の時間を要すると認められる場合は、当該開示請求があつた日から14日以

内に開示決定等を行うものとする。

(開示の実施)

第 13 条 市長は、前条の規定により情報を開示する旨の決定を行ったときは、開示請求者に対して、当該情報が記録されている書類の写しを郵便等により交付するものとする。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日規則第 13 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例施行規則の規定により登録者名簿に登録されている者は、改正後の三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例施行規則の規定により登録者名簿に登録されている者とみなす。

附 則 (平成 27 年 12 月 21 日規則第 30 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。) 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 26 日規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 1 日規則第 11 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 2 月 1 日規則第 1 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 11 月 29 日規則第 20 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に発行されている健康保険の被保険者証による本人

確認については、当該被保険者証の有効期限が経過するまでの間、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 1 2 月 2 6 日規則第 3 9 号）

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 1 6 日規則第 2 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

三木市本人通知制度事前登録申出書

年 月 日

(あて先)三木市長

三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例施行規則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し出ます。

通知を希望する者の氏名(住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住 所	〒 —		
本 籍		筆頭者	
連 絡 先			

※代理人が申出をする場合は、次の欄にも記入してください。

代 理 人 の 区 分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 任意代理人		
氏 名	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住 所	〒 —		
連 絡 先			

※以下の欄は、記入しないでください。

証明書種別	①住民票の写し ②除住民票の写し ③戸籍の附票の写し ④戸籍の除附票の写し ⑤戸籍謄(抄)本 ⑥改製原戸籍謄(抄)本 ⑦除籍謄(抄)本
住 所 世 帯 主	三木市
本 籍 筆 頭 者	三木市

受 付	事 前 登 録		照 合		本 人 等 の 確 認 書 類	備 考
	住基	戸籍	住基	戸籍	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 代理人	☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他()
登 録 日	年 月 日					

三木市住民票の写し等に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、三木市に事前登録した者(以下「事前登録者」という。)に係る住民票(除票を含む。)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本又は戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を第三者等(代理人やそれ以外の第三者)に交付した場合に、その事実について通知するとともに事前登録者が開示請求することにより、交付請求した第三者等の氏名や住所等を開示する制度です。
 - 2 第三者等に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に三木市住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。
 - 3 通知書では次の事項をお知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別(以下の6種類)

①本人の代理人	④第三者(法人)
②親族等 ^(注1) の代理人	⑤第三者(八業士 ^(注2) ・個人)
③第三者(個人)	⑥第三者(八業士・法人)
- (注1)「親族等」とは…(住民票関係)本人と同一の世帯に属する者
(戸籍関係)本人の配偶者又は直系血族(父母、祖父母、子、孫など)

(注2)「八業士」とは…弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、
弁理士、海事代理士、行政書士又はこれらの法人
- 4 事前登録の申出をしようとする者(以下「登録希望者」という。)は、この申出書に必要事項を記入の上、本人であることを確認できる書類(運転免許証、旅券、個人番号カード、年金手帳(基礎年金番号通知書)等のいずれか)を提示又は提出してください。
 - 5 登録希望者は、代理人により事前登録の申出をすることができます。その場合、その旨を証明する書類(委任状等)を提示又は提出してください。また、15歳未満の者及び成年被後見人については法定代理人が申出をしてください。その場合、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提示又は提出してください。
 - 6 郵便等により登録の申出をすることができます。この場合は、この申出書に必要事項を記入のうえ、登録希望者本人であることが確認できる書類の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類(委任状等)、返信用封筒(あて名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの)を同封してください。
 - 7 転出などの住所異動や戸籍の届出により、登録した住所や本籍等の内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。また、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、国外に転出したとき、通知の送達先が不明のときは、事前登録を廃止します。
 - 8 通知書でお知らせした事項以外の情報をお知りになりたい場合は、本人通知制度に基づく情報の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求されても、この本人通知制度で定められた範囲内での情報開示となります。

様式第2号(第6条関係)

三木市本人通知制度事前登録者名簿

番号	登録日	氏 名	生年月日	性別	法 定 代 理 人	住 所	連絡先	備 考
						本 籍		
	年 月 日		年 月 日					
	年 月 日		年 月 日					
	年 月 日		年 月 日					
	年 月 日		年 月 日					
	年 月 日		年 月 日					
	年 月 日		年 月 日					
	年 月 日		年 月 日					
	年 月 日		年 月 日					
	年 月 日		年 月 日					
	年 月 日		年 月 日					
	年 月 日		年 月 日					
	年 月 日		年 月 日					
	年 月 日		年 月 日					

様式第3号(第8条関係)

三木市本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書

年 月 日

(あて先)三木市長

三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、次のとおり事前登録の(内容変更・廃止)を届け出ます。

事前登録の内容変更 又は登録を廃止する 者の氏名	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女
登録内容を変更する場合の変更事項			
変 更 前			
変 更 後			

※代理人が届出をする場合は、次の欄にも記入してください。

代 理 人 の 区 分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 任意代理人		
氏 名	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住 所	〒		
連 絡 先			

※次の欄は、記入しないでください。

受 付	事 前 登 録		照 合		本 人 等 の 確 認 書 類		備 考
	住基	戸籍	住基	戸籍	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 代理人	☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他()	
登 録 日	年 月 日						

様式第4号(第10条関係)

(表面)

記 号 番 号
年 月 日

住所

氏名 様

三木市長



三木市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例第5条の規定により下記のとおり通知します。

記

住民票の写し等の交付年月日	年 月 日
交付した住民票の写し等の種別及び通数	通
交付請求者の種別	・ 本人の代理人 ・ 親族等の代理人 ・ 第三者(個人) ・ 第三者(法人) ・ 第三者(八業士・個人) ・ 第三者(八業士・法人)

なお、住民票の写し等を交付した内容については、三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例の規定に基づき、情報の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例の範囲内(裏面参照)での情報開示となります。

(裏面)

交付請求者の種別	開示項目
本人の代理人	・ 氏名、住所
第三者(法人)	・ 名称、代表者の氏名 ・ 事務所の所在地、電話番号
第三者(八業士・個人)	・ 請求者の氏名、資格 ・ 事務所の名称、所在地、電話番号
第三者(八業士・法人)	・ 名称 ・ 請求者の氏名、資格 ・ 事務所の所在地、電話番号

「八業士」とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士又はこれらの法人をいいます。

様式第5号(第11条関係)

本人通知制度情報開示請求書

年 月 日

三木市長 様

(請求者)住 所 〒

氏 名

電話番号 ()

三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、次のとおり情報の開示を請求します。

1	開示請求する 情報の内容	交付年月日	
		交付証明書 種 別	
		交付請求者 種 別	
2	代理人の区分	☐ 未成年者の代理人 ☐ 成年被後見人の代理人 ☐ 任意代理人	
3	事前登録者 本人	氏 名	
		生 年 月 日	年 月 日
		住 所	
		電 話 番 号	()

※次の欄は、記入しないでください。

本人等確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他() ☐ 代理人()		
受付年月日 年 月 日	決定年月日 年 月 日	請求番号	所管課
備考(情報の内容:)			

備考1 太線内の各欄に必要事項を記入してください。

2 2及び3の欄は、代理請求の場合にのみ記入してください。

3 請求の際には、本人であることを証する書類を、また、代理人による請求の場合は、代理人本人であることを証する書類のほか、その資格を証する書類を提出又は提示してください。

様式第6号(第12条関係)

記 号 番 号
年 月 日

本人通知制度 情報開示・不開示決定通知書

様

三木市長 印

年 月 日付けで請求のありました情報の開示について、次のとおり決定しましたので、三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例施行規則第12条の規定により通知します。

1	情 報 の 内 容	交 付 年 月 日	
		交 付 証 明 書 種 別	
		交 付 請 求 者 種 別	
2	情 報 の 開 示 の 可 否	開 示 ・ 不 開 示	
3	開 示 し な い 理 由		
4	所 管 課 名 等	部 課 電話番号 内線	
5	そ の 他	(開示によって得た情報を濫用し、第三者の利益を不当に侵害することのないよう、適正に使用してください。)	

- 備考1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に三木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、三木市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 号 (第 2 条関係)
様式第 2 号 (第 6 条関係)
様式第 3 号 (第 8 条関係)
様式第 4 号 (第 1 0 条関係)
様式第 5 号 (第 1 1 条関係)
様式第 6 号 (第 1 2 条関係)